

平成 27 年度第 3 回（142 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 27 年 9 月 15 日午後 2 時から

場 所：生涯学習センター講座室 1

出席者：川原寿春、大津里美、新田斉、内田貞司、今間洋一、芹澤正男、山下文夫、渡辺正宏、朝倉勇、菊谷有希子、木村敏夫、小西一午、西畑省二、松里征男、築瀬忍、

事務局（市民協働係長、主事）

欠席者：白井航也、大槻義顯、藤井裕介、小寺茂、五十嵐玲子

<配布資料>

- 1 平成 27 年度第 3 回（第 142 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 「禁煙地域の拡大で停滞している禁煙運動の更なる前進を！」の提言書 資料
- 3 平成 24 年度第 4 回（110 回）清瀬市まちづくり委員会議事要旨 資料
- 4 渋谷区分煙ルールについて 資料
- 5 新宿区公園・児童遊園等での受動喫煙防止について 資料

1 開会

2 前回の確認

委員長：前回の議事要旨の確認をしてもらいたい。

<委員了承>

3 提案審議

委員長: 今回の提案に関して皆さんが思っていることを一人ずつ発言してほしい。

委員: 子どものいる公園を禁煙にしてもらおうとありがたい。

委員: 提案を見るとルールとして捉えるか、マナーとして捉えるか、的を絞った方がよい。

委員: 禁煙には賛成だが、公園のスペースに喫煙スペースを作るなど、喫煙者にも配慮した提案の回答を出したい。

委員: 全面禁煙は難しいと思う。喫煙者にも喫煙権利があるので、配慮が必要。市がやりやすい方向で話しを進めることができるとよいと思う。

委員: 完全禁煙でなく、場所をしっかりと守って禁煙してもらいたい。

委員: 保全緑地指定重点地域にもらいたい。

委員: 分煙などの看板やお店での分煙スペースを体験することで、喫煙者も自然と分煙場所を理解していくと思う。

委員: マナーの問題だと思う。

委員: 市内の保存緑地と公園での全面禁煙は賛成。話しを押し進めてよい。

委員: 市内の保存緑地と公園での全面禁煙を認めたいと思うが、個人の考え方のマナーだと思う。そこまで踏み込んで良いか。しかし、市内の保存緑地と公園くらいは全面禁煙でもよいと思う。

委員: 倫理観と法律は相反するので結論が出ない。法的に規制しなくてはならない。まち美化のエリアをどう規制するかをはっきりしたい。また、保存林に関して規制されていないので、そこも検討すべきだと思う。

委員: 今回の提案に賛成。まちづくり委員の提言が魅力あるまちづくりを目指すことであるなら禁煙にすべき。やり方は今、いくつか出てきているし、新宿区や渋谷区の資料を参考にしながら話し合うとよい。

委員: もともと、公園や緑地では吸うべきではない。マナーの問題になるので、周知することが大切だと思う。このままでは提言は難しいと思う。

委員: 公園と緑地は歩きタバコは禁止になっているが、灰皿があるところもあるので吸えるところもある。

委員: まち美化条例によると「市長が定める重点地域」のみしか全面禁煙に対応していない。

委員: 特定分煙強化地区は完全に禁煙となっている。

委員: 緑地や公園を特定分煙地域に指定できれば全面禁煙ができる。また、その中に学校が入っていないので、学校なども特定分煙地域に指定すれば禁煙にできる。

委員: まち美化条例によると歩行と自転車等の乗車中の喫煙とポイ捨てを禁止している。立ち止まっての喫煙を禁止しているのは「市長が定める重点地域」となっているため、重点地域にならないと立ち止まってまでの喫

煙禁止にはならない。今、駅前と一部地域は重点地域になっている。
市長が重点地域に指定してくれれば、立ち止まっての喫煙も禁止にできる。

委員：それについて確認だが、都や国が作った公園に市が特定分煙強化地区に指定できるのか。どこまで市で決めて良いか。を事務局には調べてほしい。

<事務局 了承>

委員：補足すると清瀬市内に都立公園はない。東京都は保全としている緑地公園が3か所ある。

委員長：ルールだけでは決めきれない。マナーが悪ければ解決しない。ここまでの話しだと今回の提案に対して委員の3/4が賛成で、1/4がマナーの問題と発言している。今回の「市内の保存緑地、公園の禁煙化を！」を提言に持っていくのか。それとも行政に対して公園に注意看板を立てるなどの対応を行ってもらうのか。

委員：できたら全面禁煙化を考えてほしい。特定分煙地域に市長が指定してもらおう考えがある。それと含めて、特定分煙地域は禁煙、それ以外は歩行中の禁煙を周知徹底させるための看板立てを行政で徹底して行ってほしい。

委員長：3回に渡って話し合ってきたので次回には「市内の保存緑地、公園の禁煙化を！」について提案者に提出する回答を考えていきたい。

委員：今までこんなに1つの提案に関して何回も話し合うことは昨年あったのか。

事務局：去年は提案も多く昨年度に関してはなかった。

委員：今回の件は「規則」で固めるのか、「マナー」で周知させるのか、二つに一つだと思う。今回で結論を出したい。

委員長：今回の提案を「提言」するか「要望」にするか。を決めたい。

「提言」は市長に対して提言書を提出。「要望」は担当部署に依頼。

委員：提言は年に何個も提出してよいか。

事務局：提言の数は決まってない。ない場合は提出しなくてもよい。

委員長：「提言」した方がよいと考える方は挙手を。

<大多数の委員が挙手>

委員長：「提言する」方向で事務局が取りまとめて次回の委員会で報告する。

事務局：「提言」だともっと審議する必要がある。

委員：「提言」であるなら、たたき台をもっと審議していかなくてはいけない。
そのため事務局の取りまとめは次回まででなくてよい。

委員：提案者には「提言」になったことは伝えるのか。

事務局：伝える予定はない。現時点ではまだ審議の段階のため、提案者から現状

報告の確認依頼が来たら「提言検討中」で回答するつもり。

委員長：今回の提案は「提言検討中」ということにする。

委員：今回の提案が「提言」になった場合、どこのタイミングで審議するのか。

委員長：会議とは別に小委員会として集まって話し合いを行っていた。今回の提案が「提言」となったら重点地域に指定して頂くように小委員会で話し合い、その内容を改めて皆さんに連絡する。

次回 10 月 20 日、14 時より生涯学習センター会議室 1 で行なう。